

## ■局所排気装置等定期自主検査者養成講習

局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置については、労働安全衛生法第45条に基づき、1年以内ごとに1回、定期に自主検査を行うことが義務づけられています。

検査については、厚生労働省から局所排気装置等の「定期自主検査指針」が示されていますが、平成20年3月に局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査指針が検査技術の進歩等に則したものに改正され、プッシュプル型換気装置の定期自主検査指針が新たに制定されております。

本講習は、厚生労働省から示されました「局所排気装置等の定期自主検査者講習実施要項」に基づき実施するものです。

定期自主検査を行う方が、検査のために必要な専門知識と技術を習得して頂くため、講習は局所排気装置等のモデルを用いた実習を多く取り入れた内容の充実したものとなっております。

